

第四次 えひめ循環型社会 推進計画

— 概要版 —

平成 28 年度～ 32 年度



愛媛県

I 循環型社会推進計画とは

1 計画改定の背景・趣旨

国は、循環型社会の形成に向けて循環型社会形成推進基本法の制定をはじめ、廃棄物処理法の改正や各種リサイクル法の整備を行ってきた。循環型社会形成推進基本法では、①廃棄物等の発生抑制、②循環資源の循環的な利用、③適正な処分が確保されることにより、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される「循環型社会」を形成することとしている。

本県でも、これまで廃棄物の減量化とリサイクルや適正処理の推進を目的とする「えひめ循環型社会推進計画」、廃棄物処理問題に適切に対応するための「愛媛県廃棄物処理計画」を策定し、それぞれの計画に基づき循環型社会の構築に向けた各種の取組みを実施してきたが、平成23年度に「えひめ循環型社会推進計画」と「愛媛県廃棄物処理計画」を統合し、「第三次えひめ循環型社会推進計画」を策定した。

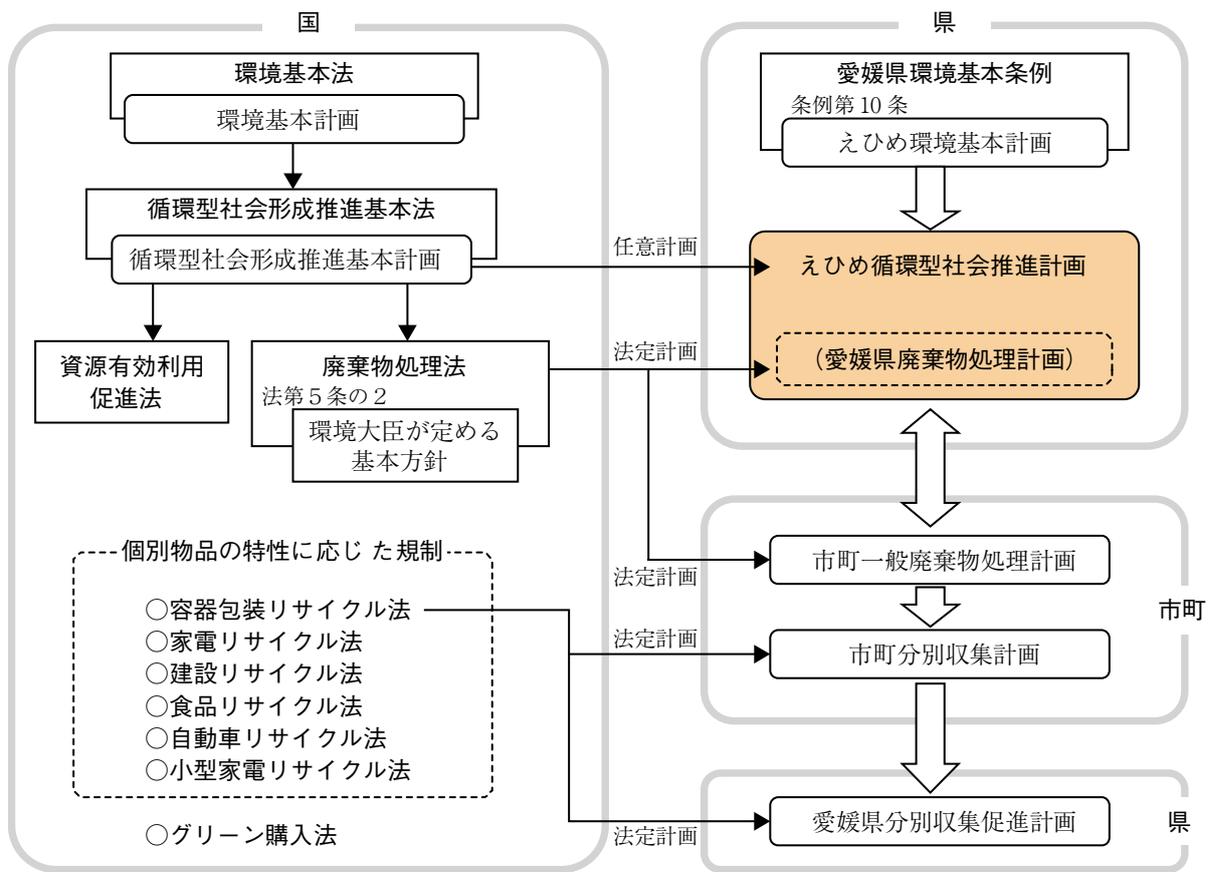
この度、同計画の計画期間が終了するに当たり、これまで進めてきた各主体の取組みを検証しこれまでの取組みをさらに進めるとともに、新たな課題に対応した取組みを推進するため、「第四次えひめ循環型社会推進計画」（以下「本計画」という。）として策定するものである。



2 計画の位置付け

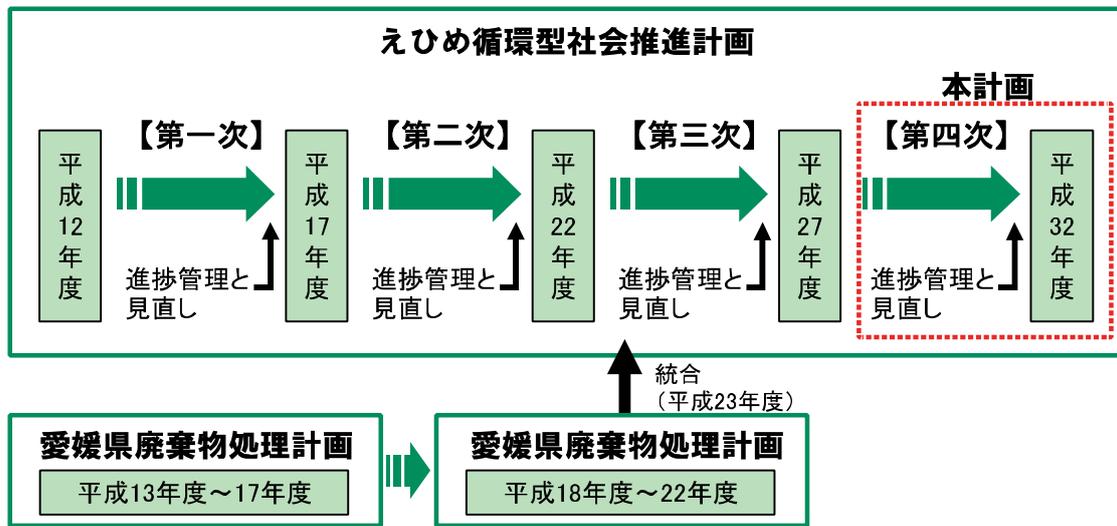
本計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第5条の5に基づく「都道府県廃棄物処理計画」として位置付けられるものである。

なお、本計画と法律、条例及び他の計画との位置付けを以下に示す。



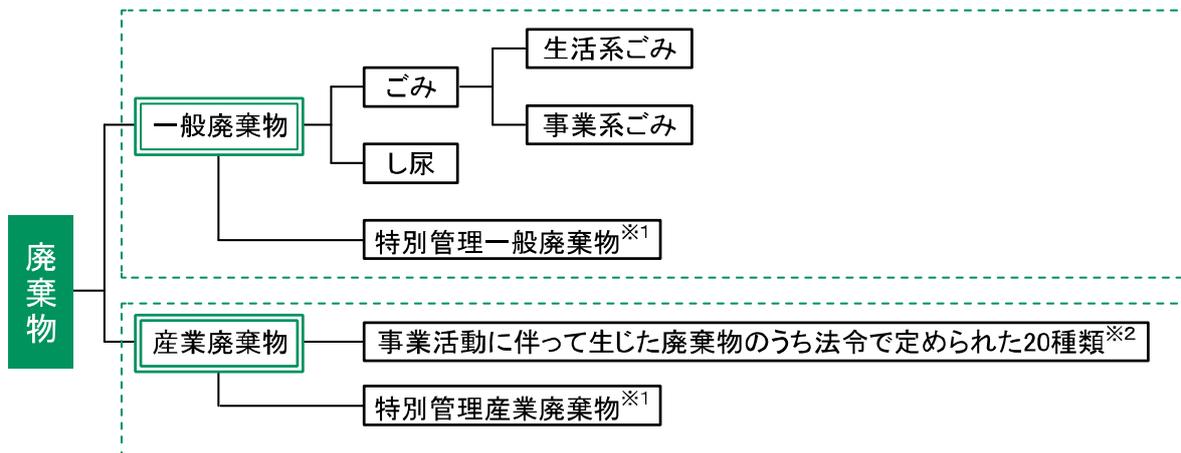
3 計画期間

本計画は、平成28年度から平成32年度までの5年間で計画期間とする。



4 計画の対象廃棄物

本計画で対象とする廃棄物は、廃棄物処理法に規定する「一般廃棄物」及び「産業廃棄物」とする。



※1. 「特別管理一般廃棄物」、「特別管理産業廃棄物」とは、一般廃棄物・産業廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性その他の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有するもの

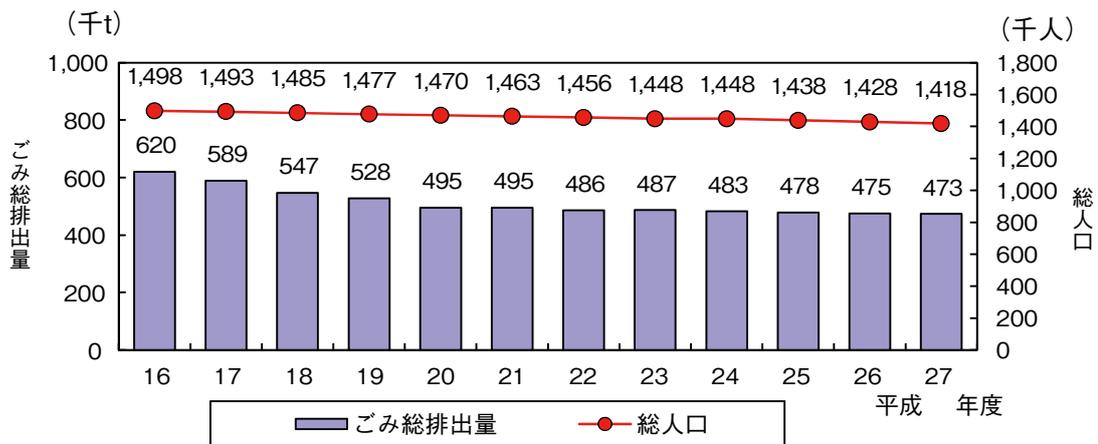
※2. 燃え殻、污泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、動物系固形不要物、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、鋳さい、がれき類、動物のふん尿、動物の死体、ばいじん及び上記の産業廃棄物を処分するために処理したもの

Ⅱ 現状と課題

1 一般廃棄物の排出と処理状況

(1) ごみの排出量

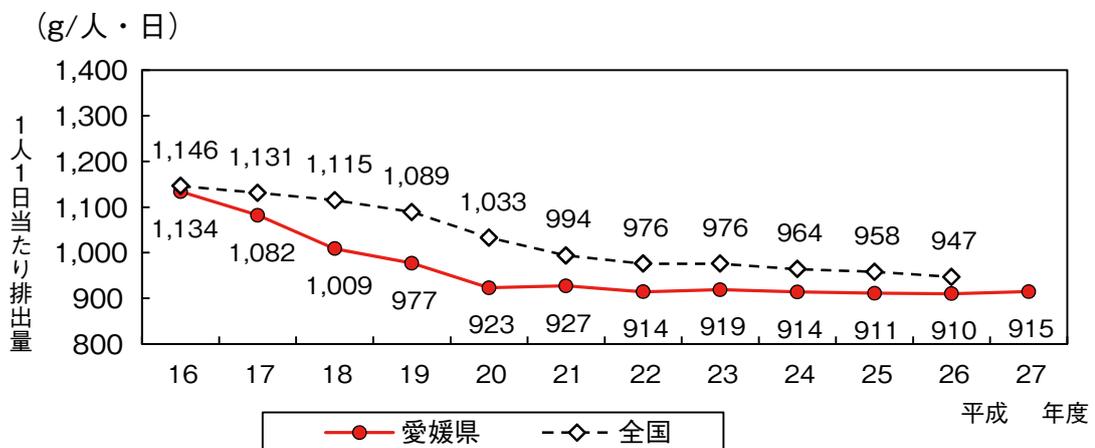
平成27年度におけるごみ総排出量（生活系ごみ＋事業系ごみ＋集団回収量）は、473千トンである。本県の人口は、微減傾向で推移しており、ごみ総排出量も人口の減少に沿って微減傾向で推移している。



ごみ総排出量の推移

(2) 1人1日当たり排出量

平成27年度における1人1日当たり排出量は915g/人・日であり、平成26年度の全国平均（947g/人・日）を下回っている。1人1日当たり排出量は、平成22年度以降ほぼ横ばいで推移している。



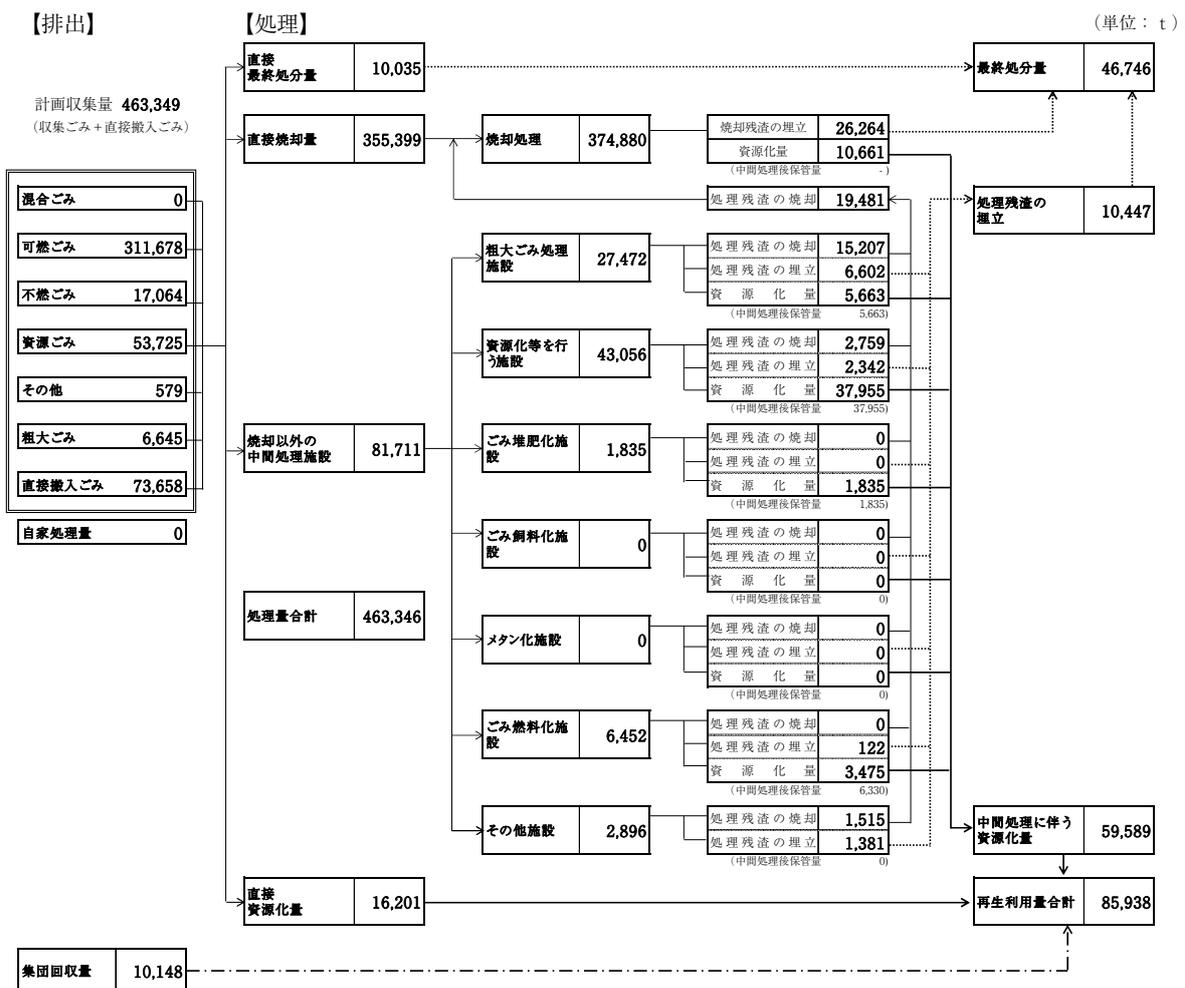
1人1日当たり排出量の推移

(3) ごみの処理状況

平成27年度における県内の計画収集量は463,349トンであり、これに集団回収量10,148トンを加えた473,497トンがごみ総排出量である。計画収集量463,349トンのうち、直接最終処分量が10,035トン、直接焼却量355,399トン、焼却以外の中間処理量が81,711トン、直接資源化量が16,201トンである。

本県における焼却処理量は374,880トン、最終処分量は合計46,746トン、再生利用量は合計85,938トンである。

処理フロー（平成27年度）

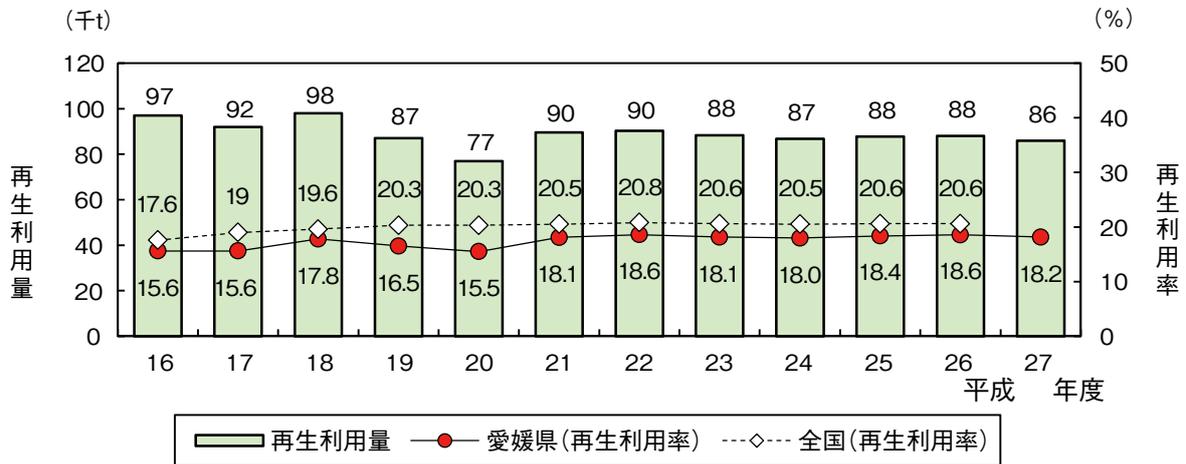


1. 焼却処理量 = 直接焼却量 + 他の中間処理施設での処理残さの焼却量
2. 最終処分量 = 直接最終処分量 + 焼却残さの埋立量 + 他の中間処理施設での処理残さの埋立量
3. 再生利用量 = 直接資源化量 + 中間処理に伴う再生利用量 + 集団回収量
4. 計画収集量と処理量については、調査対象期間外の処分により3tの差が生じている。

(4) 再生利用量と再生利用率

平成27年度における再生利用量は86千トン、再生利用率（再生利用量／ごみ総排出量×100）は18.2%である。再生利用率は、平成26年度の全国平均（20.6%）よりもやや低い水準である。

再生利用量は、平成21年度以降資源ごみの店頭での独自の回収活動等による影響を受けているものの、ほぼ横ばいで推移している。

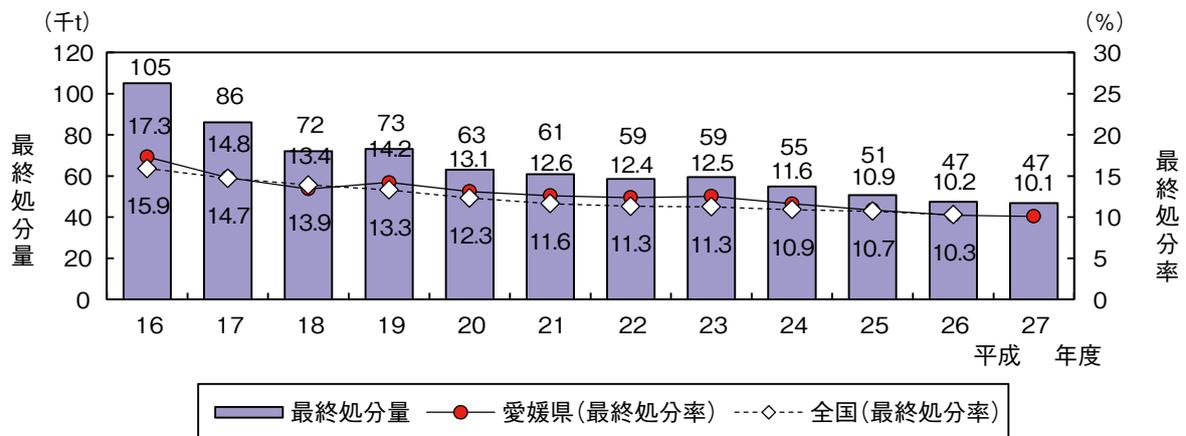


再生利用量と再生利用率の推移

(5) 最終処分量と最終処分率

平成27年度における最終処分量は47千トン、最終処分率（最終処分量／計画処理量×100）は10.1%で、平成26年度の全国平均（10.3%）よりやや低くなっている。

最終処分量及び最終処分率は、いずれも減少傾向で推移している。



※最終処分率の数値は、上が愛媛県、下が全国。

最終処分量と最終処分率の推移

2 し尿

生活排水処理人口のうち、公共下水道人口及び合併処理浄化槽人口は増加傾向、コミュニティプラント人口、単独処理浄化槽人口、計画収集人口及び自家処理人口は減少傾向で推移している。

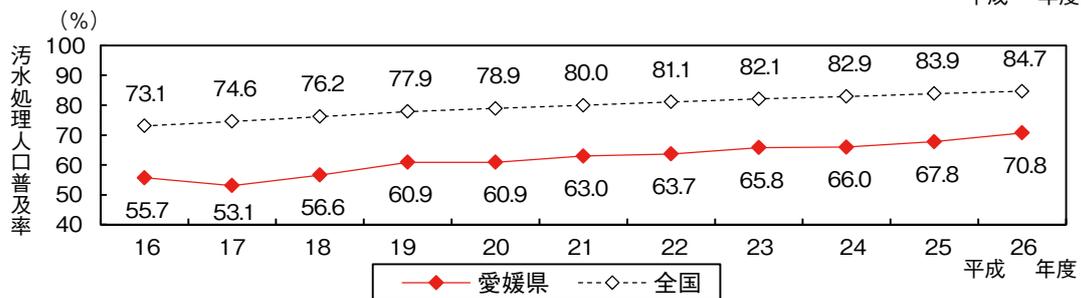
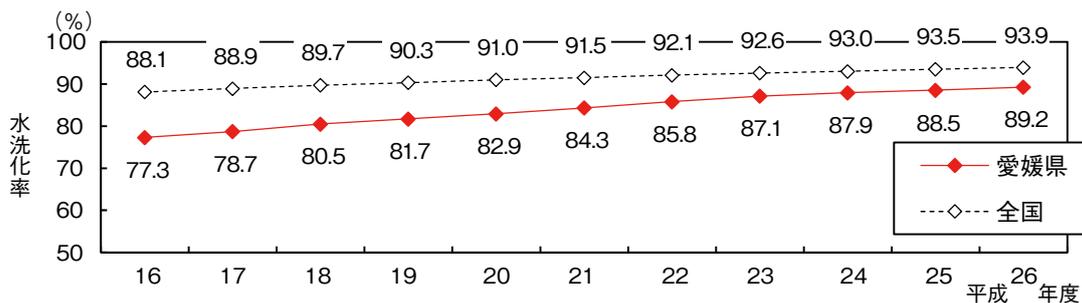
単位：千人

項 目	平成 年度											
	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	
総人口	1,498	1,493	1,485	1,477	1,470	1,463	1,456	1,448	1,448	1,438	1,428	
水洗化人口	1,158	1,175	1,195	1,207	1,219	1,234	1,249	1,261	1,273	1,273	1,275	
公共下水道人口	546	545	565	608	599	633	646	641	655	665	701	
コミュニティプラント人口	7	7	7	7	7	7	7	7	6	6	6	
浄化槽人口	604	623	623	592	614	594	596	614	612	602	568	
合併処理浄化槽人口	280	240	268	284	290	282	274	306	294	304	304	
単独処理浄化槽人口	324	383	355	308	323	312	322	308	317	298	264	
非水洗化人口	341	318	290	270	251	229	207	186	175	165	154	
計画収集人口	328	308	284	265	247	225	204	184	173	163	152	
自家処理人口	13	10	5	5	4	4	3	2	2	2	1	

注. 生活排水処理人口は、環境省が毎年度実施する「一般廃棄物処理事業実態調査」結果に基づく数値（各年度の総人口は、10月1日現在の住民基本台帳人口によるもの。）

平成26年度における水洗化率（水洗化人口／総人口×100）は89.2%であり、全国平均（93.9%）を下回っている。また、汚水処理人口普及率（（公共下水道人口＋コミュニティプラント人口＋合併処理浄化槽人口）／総人口×100）は70.8%であり、全国平均（84.7%）を下回っている。

なお、水洗化率及び汚水処理人口普及率は、いずれも増加傾向で推移している。



水洗化率、汚水処理人口普及率の推移

3 産業廃棄物の排出と処理状況

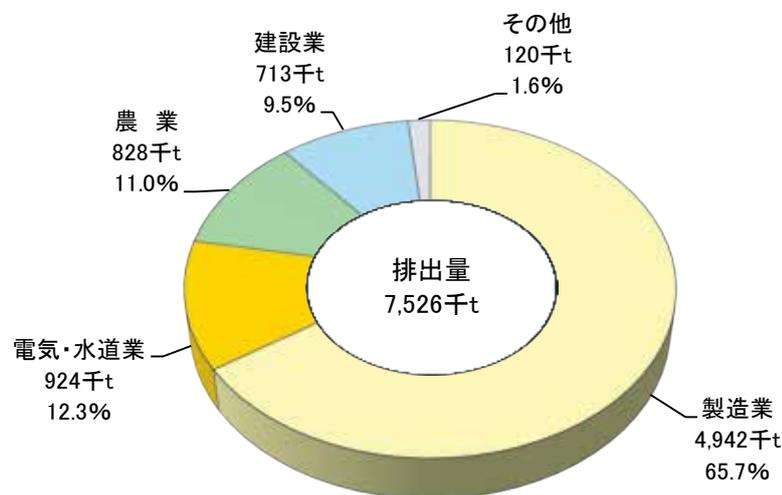
平成26年度における産業廃棄物の発生量は7,696千トン、発生量から有償物量（売却した量）を除いた排出量は7,526千トンである。前回調査（平成21年度）と比較すると、発生量は7.8%、排出量は6.0%減少した。

項目	平成16年度	平成21年度	平成26年度	増減率
発生量	9,637千 t	8,346千 t	7,696千 t	-7.8%
有償物量	123千 t	341千 t	170千 t	-50.1%
排出量	9,514千 t	8,005千 t	7,526千 t	-6.0%

注. 産業廃棄物に関する平成26年度の数値は、県が5年ごとに実施する「産業廃棄物実態調査」結果に基づく確定値である。

(1) 業種別の排出状況

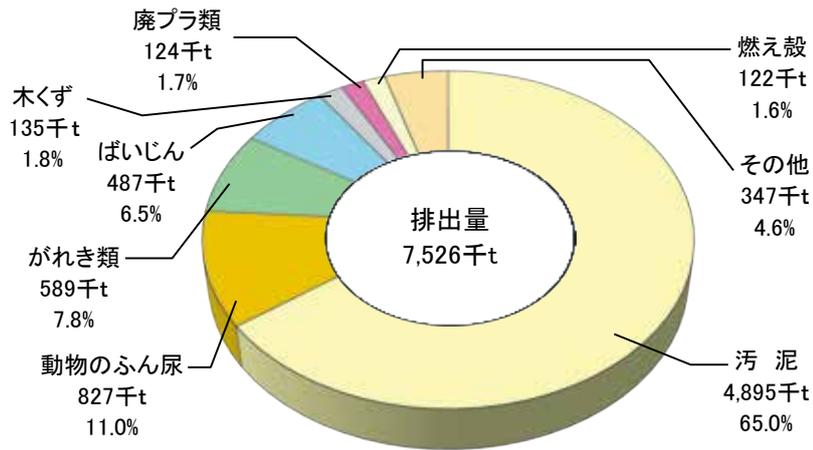
産業廃棄物の排出量7,526千トンを業種別にみると、製造業が4,942千トン（排出量の65.7%）で最も多く、次いで電気・水道業が924千トン（同12.3%）、農業が828千トン（同11.0%）、建設業が713千トン（同9.5%）となっており、これらの4業種が排出量全体の約98.5%を占めている。業種別の構成比を前回調査と比較すると、製造業と農業が減少、電気・水道業と建設業が増加している。



排出量 [業種別] (平成26年度)

(2) 種類別の排出状況

産業廃棄物の排出量7,526千トンを種類別にみると、汚泥が4,895千トン（排出量の65.0%）で最も多く、次いで動物のふん尿が827千トン（同11.0%）、がれき類が589千トン（同7.8%）、ばいじんが487千トン（同6.5%）等となっており、これらの4種類が排出量全体の90.3%を占めている。種類別の構成比を前回調査と比較すると、汚泥と動物のふん尿が減少、がれき類とばいじんが増加している。



排出量 [種類別] (平成26年度)

(3) 処理状況

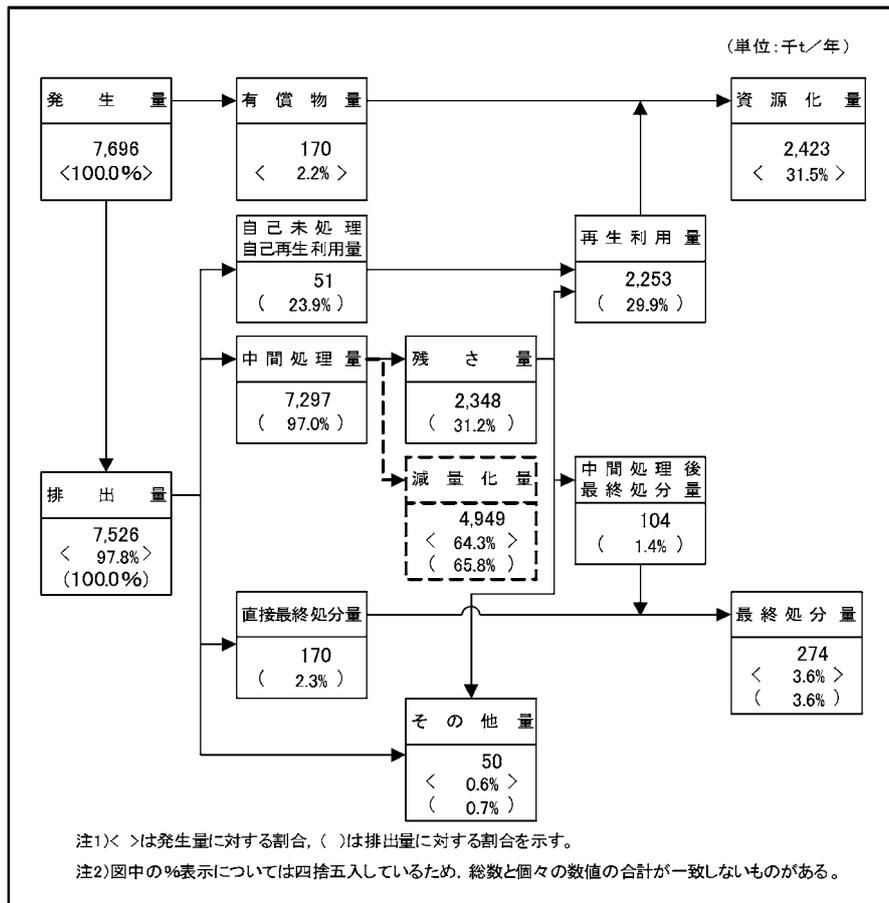
平成26年度に県内から排出された産業廃棄物7,526千トンは、脱水や焼却等の中間処理により4,949千トン（排出量の65.8%）が減量化され、最終的に2,253千トン（同29.9%）が再生利用、274千トン（同3.6%）が最終処分されている。平成21年度と比べて再生利用量の比率は増加、最終処分量の比率は減少した。

本県は、排出量に占める汚泥の比率が高いため、処理状況を全国と比較すると、減量化量の比率が高くなっており、再生利用量の比率が低くなっている。

(単位：千t/年)

項目	愛媛県								全国	
	平成16年度		平成21年度		平成26年度		増減量 (H21比)		平成25年度	
		構成比		構成比		構成比		増減率		構成比
発生量	9,637	(100.0%)	8,346	(100.0%)	7,696	(100.0%)	-649	-7.8%	-	-
資源化量	2,591	(26.9%)	2,594	(31.1%)	2,423	(31.5%)	-171	-6.6%	-	-
有償物量	123	(1.3%)	341	(4.1%)	170	(2.2%)	-171	-50.1%	-	-
再生利用量	2,468	(25.6%)	2,253	(27.0%)	2,253	(29.3%)	0	0.0%		
排出量	9,514	(100.0%)	8,005	(100.0%)	7,526	(100.0%)	-479	-6.0%	384,642	(100.0%)
再生利用量	2,468	(25.9%)	2,253	(28.1%)	2,253	(29.9%)	0	0.0%	205,411	(53.4%)
減量化量	6,012	(63.2%)	5,266	(65.8%)	4,949	(65.8%)	-317	-6.0%	167,510	(43.5%)
最終処分量	1,034	(10.9%)	482	(6.0%)	274	(3.6%)	-208	-43.1%	11,721	(3.0%)
その他量	0	(0.0%)	3	(0.0%)	50	(0.7%)	46	-	0	(0.0%)

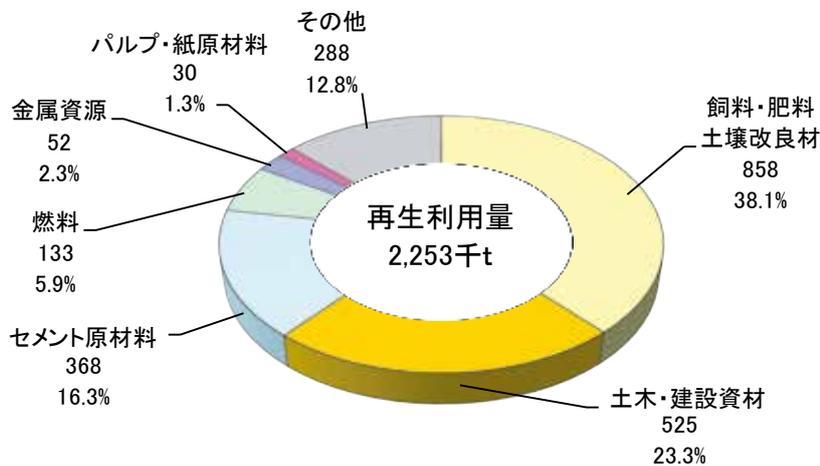
注) 端数処理の関係で、合計と内訳は一致しない場合がある。



産業廃棄物の処理フロー (平成26年度)

(4) 再生利用状況

再生利用量2,253千トンを用途別にみると、動物のふん尿等から再生される飼料・肥料・土壌改良材が858千トン（再生利用量の38.1%）で最も多く、次いでがれき類等から再生される土木・建設資材が525千トン（同23.3%）、燃え殻等から再生されるセメント原材料が368千トン（同16.3%）であり、これらの3用途が再生利用量全体の75%以上を占めている。



用途別の再生利用状況 (平成26年度)

Ⅲ 前計画の進捗状況

本県の一般廃棄物・産業廃棄物の平成27年度における減量化目標は、「第三次えひめ循環型社会推進計画」（平成24年3月）で設定されたものである。

一般廃棄物・産業廃棄物の実績を各計画の目標と比較し、前計画の進捗状況を確認した結果を以下に示す。

1 一般廃棄物

平成27年度時点において、最終処分量は平成27年度の目標値を達成しているが、総排出量及び1人1日当たり排出量並びに再生利用率は未達成となっている。

一般廃棄物の減量化目標と達成状況

項目	基準年度	目標値	実績(速報)値	達成状況	
	平成22年度	平成27年度	平成27年度		
総排出量	486千t	435千t	473千t	×	未達成
1人1日当たり排出量	914g/人・日	856g/人・日	915g/人・日		
再生利用率	18.6%	25.0%	18.2%	×	未達成
再生利用量	90千t	113千t	86千t		
最終処分量	59千t	47千t	47千t	○	達成

2 産業廃棄物

平成26年度時点において、最終処分量は、平成27年度の目標値を達成しているが、排出量及び再生利用率は未達成となっている。

産業廃棄物の減量化目標と達成状況

項目	基準年度	目標値	実績値	達成状況	
	平成21年度	平成27年度	平成26年度		
排出量	8,005千t	7,500千t	7,526千t	×	未達成
再生利用率	28.1%	36.0%	29.9%		
再生利用量	2,253千t	2,750千t	2,253千t	×	未達成
最終処分量	482千t	275千t	274千t		

Ⅳ 廃棄物処理の課題

1 一般廃棄物に関する課題

(1) ごみの排出抑制

本県の1人1日当たりの排出量は、全国よりも低い水準であり、長期的には、減少傾向で推移しているものの、近年は、ほぼ横ばい状態であるため、さらなる排出抑制の推進に努めるものとする。



(2) 食品ロスの削減

「食品ロス（本来食べられるにもかかわらず捨てられる食品をいう）」は、国の推計（平成25年度）によれば年間約632万トンとされており、これは世界の食糧援助量約320万トン（2014年）の約2倍となっている。「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」（平成28年1月21日環境省告示第7号）によって、市町は、環境保全を前提としつつ、食品循環資源の再生利用等を地域の実情に応じて促進するよう努めることとなっている。

(3) 最終処分量の削減

本県の処理・処分状況をみると、最終処分量は減少傾向で推移しており、この傾向を維持できるよう引き続きごみ排出量の削減及び再生利用率の向上により最終処分量の削減を図る必要がある。なお、今治ブロックにおいて1人1日当たりの最終処分量が大きな値を示すため、削減に向けた努力が必要である。

(4) 再生利用率（リサイクル率）の向上

本県の再生利用率（リサイクル率）は、近年横ばい状態で推移しており、全国と比べてやや低く、平成27年度現在、「第三次えひめ循環型社会推進計画」での目標（平成27年度）を達成していないため、再生利用率の向上に向けて、今後一層努力する必要がある。



(5) 適正なごみ処理の維持

今後も適正なごみ処理を維持することにより、環境への負荷の低減に努める。ごみの減量による施設への負担軽減と処理に要する費用の軽減及びごみ処理施設の適正な維持・管理による施設の延命化を図る必要がある。

(6) 生活排水対策の推進

汚水処理人口普及率は、全国下位の水準であり、下水道への接続や、単独処理浄化槽や汲み取り槽から合併処理浄化槽への転換を推進する必要がある。

また、国土交通省、農林水産省及び環境省三省合同で策定された「持続的な汚水処理システム構築に向けた都道府県構想策定マニュアル」（平成26年1月策定）において、汚水処理施設の10年概成が掲げられたことから、浄化槽の整備をより一層推進する必要がある。

2 産業廃棄物に関する課題

(1) 産業廃棄物の排出抑制

本県の産業廃棄物排出量は、減少傾向で推移しているが、持続可能な循環型社会を維持するために、今後も排出抑制について、事業者への適切な指導や啓発等の効果的な施策を展開していく必要がある。

(2) 産業廃棄物の適正な処理・処分

本県の処理・処分状況をみると、全国と比べて中間処理率が高く、再生利用率が低い状況にある。循環型社会の実現に向けて、地域の実情を踏まえ、今後も排出抑制や減量化、リサイクルの推進のために効果的な施策を展開していく必要がある。

また、再生利用率については、平成26年度現在、「第三次えひめ循環型社会推進計画」での目標（平成27年度）を達成していないため、再生利用率の向上に向けて、リサイクルの推進のために効果的な施策を展開していく必要がある。

(3) 産業廃棄物処理施設の整備

平成22年度に海洋投入は廃止されたため、県外での産業廃棄物の最終処分量は大きく減少したが、本県の最終処分率は、全国平均を上回っている状況にある。将来にわたって産業廃棄物を安定的に処理・処分できる体制の構築に向けて、産業廃棄物処理施設の計画的な整備を進めていく必要があるが、産業廃棄物処理施設の新設に対する住民の不安もあるため、厳正な設置許可審査や維持管理状況の監視のほか、地域住民の理解を得ることに努め、最終処分場をはじめとする産業廃棄物処理施設を確保していくものとする。

なお、施設の整備と併せて、安全性の高い施設や高度な処理技術を有し、排出事業者や地域住民の信頼に応えうる優良な処理業者が育成される環境を整えていく必要がある。

(4) 不法投棄対策の強化

不法投棄については、排出事業者や処理業者に対する指導に努めており、近年では件数及び投棄量ともに横ばいで推移しており、1件10トン以上の大規模な事案は、平成27年度は1件となっている。

産業廃棄物の不法投棄は、地域の自然環境・生活環境を損なうだけでなく、産業廃棄物処理に対する県民の不信感や不安を増大させ、アンフェアなコスト負担の発生により、適正な処理を行っている事業者や処理業者の経営を圧迫し、その結果、優良な処理業者が立ち行かなくなること等が懸念される。そのため、今後も排出事業者に対するマニフェストの使用の徹底や監視指導體制を強化するとともに、処理業者に対し処理基準等の遵守について指導すること等により、引き続き、不法投棄の未然防止、早期発見・早期是正に努める必要がある。

(5) 循環型社会ビジネスの振興

リサイクルの推進のためには、循環型社会ビジネスの振興が不可欠であるが、循環資源を再利用したリサイクル製品は、一般の製品より工程に手間がかかり製品コストが高くなることや、原材料の供給が不安定で大量生産が難しく、販路の確保等が不利な面もあることから、リサイクル製品の普及が低調である。そのため、県内の3R事業の活性化を図るためには、リサイクル製品全般の販路拡大を促進する必要がある。

V 目標（目指すべき指標）

1 一般廃棄物の減量化目標

本県の平成27年度における一般廃棄物（ごみ）の総排出量は473千トンであり、僅かずつではあるが、減少傾向で推移している。また、再生利用率はほぼ横ばい、最終処分量は減少傾向で推移している。

本県において循環型社会を実現するためには、今以上に総排出量を削減するとともに、再生利用量を向上させることが重要である。このため、排出抑制に資する生活スタイルへの意識啓発やリサイクル推進の更なる取組みなどにより、本県の平成32年度における一般廃棄物（ごみ）の減量化目標を以下のように定める。

一般廃棄物の減量化目標

1. ごみ総排出量を平成27年度から約11%削減する（421千トンに削減）。
（1人1日当たりの排出量を平成27年度から約5%削減）
2. 再生利用率を約27%に増加する。
3. 最終処分量を平成27年度から約12%削減する（41千トンに削減）。

項目	単位	実績（速報）値	予測値	目標値
		平成27年度	平成32年度	平成32年度
ごみ総排出量	千t	473	434	421
1人1日当たり排出量	g/人/日	915	894	868
再生利用率	%	18.2	18.4	27
最終処分量	千t	47	43	41

（参考）国の基本方針に定める一般廃棄物の減量化の目標

- 排出量：平成32年度は、平成24年度に対し、約12%削減
（平成32年度は、平成27年度に対し、約9%削減）
- 再生利用率：平成32年度は、平成24年度の約21%を約27%に増加
- 最終処分量：平成32年度は、平成24年度に対し、約14%削減
（平成32年度は、平成27年度に対し、約10%削減）

2 産業廃棄物の減量化目標

本県の平成26年度における産業廃棄物の排出量は7,526千トンであり、平成21年度から479千トン（6.0%）減少した。また、排出量の減少に伴い再生利用率は上昇、最終処分量は海洋投入が禁止されたこともあり大幅に低下した。

本県において循環型社会を実現するためには、この傾向を一層確かなものとし、今以上に進展させることが重要である。

このため、資源循環促進税をはじめとする各種施策やリサイクル推進の更なる取組みなどにより、本県の平成32年度における産業廃棄物の減量化目標を以下のように定める。

産業廃棄物の減量化目標

1. 排出量を平成26年度から約1%削減する。
（7,450千トンに削減）
2. 再生利用率を約39%に増加する。
（再生利用量を2,900千トンに増加）
3. 最終処分量を平成26年度から約12%削減する。
（240千トンに削減）

項目	単位	実績値	予測値	目標値
		平成26年度	平成32年度	平成32年度
排出量	千t	7,526	7,620	7,450
再生利用率	%	29.9	29.4	39.0
再生利用量	千t	2,253	2,242	2,900
最終処分量	千t	274	270	240

注1. 産業廃棄物の減量化目標のうち、最終処分量に係る目標は、県内と県外での最終処分量の合計を対象とする。

2. 海洋投入処分は平成22年度末に廃止された。

（参考）国の基本方針に定める産業廃棄物の減量化の目標

- 排出量：平成32年度は、平成24年度に対し、約3%の増加に抑制
- 再生利用率：平成32年度は、平成24年度の約55%を約56%に増加
- 最終処分量：平成32年度は、平成24年度に対し、約1%削減

Ⅵ これからの循環型社会づくりへの取組み

1 基本方針

国は、平成12年に循環型社会形成推進基本法を制定し、これに基づく循環型社会形成推進基本計画を策定し、関連施策を総合的かつ計画的に推進してきた。これにより、3Rの取組進展、個別リサイクル法等の法的基盤の整備、国民の意識の向上等が図られ、廃棄物最終処分量の大幅な削減が実現するなどの成果が現れている。

本県においても、廃棄物の排出量、最終処分量は着実に減少しているが、さらなる循環型社会の形成のためには、できる限り発生抑制（リデュース）や再利用（リユース）によって、排出量を減少させるとともに、環境への負荷の低減に配慮しつつ、再生利用（リサイクル）や熱回収をすることにより、最終処分量を減少させた上で適正に処理することが必要である。

そのためには、県民一人ひとりが、従来の大量生産・大量消費型かつワンウェイ型のライフスタイルから、循環を基調とした生活の豊かさと環境の保全を両立させたライフスタイルへの転換を図るとともに、廃棄物の適正処理の推進、処理施設等の監視指導や不法投棄等の不適正処理対策の徹底、排出事業者や処理業者に対する普及啓発などの取組みを進める必要がある。

また、廃棄物を資源として循環させていくためには、発生する廃棄物をできる限り資源として活用する循環型社会ビジネスの振興に取り組む必要がある。

他方で、東日本大震災で発生した大量の災害廃棄物の処理が大きな社会問題となり、大規模災害発生時においても円滑に廃棄物を処理できる体制を平素から築いておくことが重要である。

そのため、県民、事業者、行政等様々な主体が一体となって、地域特性や循環資源の性質に応じた最適な規模の地域循環圏の形成に取り組むことで、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される循環型社会の構築を目指す。

【4つの基本方針】

1. 3Rの推進

2. 廃棄物の適正処理の推進

3. 循環型社会ビジネスの振興

4. 災害廃棄物処理体制の構築

2 施策の体系

基本理念

調和と循環により、かけがえのない環境を守る「やさしい愛顔」づくり
～県民総参加の循環共生型社会の実現～

環境への負荷が少ない循環型社会の構築
環境と調和した暮らしづくり

3Rの推進

1 3R活動の普及啓発

- ①環境教育・環境学習の充実
- ②普及啓発の推進
- ③的確な情報提供
- ④環境関連愛媛県知事表彰

2 リデュース（廃棄物の発生抑制）の推進

- ①家庭ごみの減量化（一般廃棄物）
- ②排出事業者への指導等（一般廃棄物・産業廃棄物）

3 食品ロスの削減

- ①食べきり県民運動の推進（一般廃棄物）
- ②普及啓発の推進（一般廃棄物・産業廃棄物）

4 リユース（再使用）の推進

- ①再使用製品の利用促進（一般廃棄物）
- ②事業活動における再使用の促進（産業廃棄物）

5 リサイクル（再生利用）の推進

- ①資源ごみの分別収集の充実（一般廃棄物）
- ②リサイクル製品の利用促進（一般廃棄物・産業廃棄物）
- ③リサイクル施設・設備の整備と技術開発（一般廃棄物・産業廃棄物）
- ④リサイクル関連法の着実な推進（一般廃棄物・産業廃棄物）

廃棄物の適正処理の推進

1 適正処理の推進

- ①一般廃棄物の適正処理の確保
- ②産業廃棄物の適正処理の確保
- ③PCB廃棄物の期限内適正処理の確保（産業廃棄物）
- ④その他有害廃棄物等の適正処理の確保
- ⑤優良な処理業者の育成（産業廃棄物）
- ⑥生活排水対策
- ⑦海岸漂着物等の適正処理

2 適正な処理施設の確保

- ①一般廃棄物処理施設の適正整備（一般廃棄物）
- ②民間事業者による処理施設の適正確保（産業廃棄物）
- ③公共関与による処理施設の活用（一般廃棄物・産業廃棄物）

3 不法投棄・不適正処理対策の強化

- ①不法投棄情報の収集
- ②普及啓発の推進
- ③不法投棄監視体制の強化
- ④関係機関との連携
- ⑤不適正処理の防止等

4 土砂等の埋立ての適正化推進

- ①土砂条例の適正な執行

循環型社会ビジネスの振興

1 循環型社会ビジネスの育成・支援

- ①資源循環優良モデル認定制度の充実
- ②循環型社会ビジネスの振興
- ③製紙業界の産業廃棄物の有効利用等の推進
- ④廃棄物の3R技術・再資源化システム等の事業化の推進
- ⑤グリーン購入の推進

2 バイオマス活用の推進

- ①愛媛県バイオマス活用推進計画の実行
- ②廃棄物系バイオマスの利活用

災害廃棄物処理体制の構築

1 災害廃棄物処理への対応力の向上

- ①市町災害廃棄物処理計画策定の支援
- ②広域的な災害廃棄物処理体制の推進
- ③PDCAサイクルによる災害廃棄物処理体制の見直し
- ④非常災害時における廃棄物の適正な処理

凡例

基本方針

基本施策

○ 主な取組

Ⅶ 取り組むべき施策（重点プログラム）

3Rの推進



1 3R活動の普及啓発

循環型社会の構築のためには、県民・事業者・行政が一体となって、廃棄物の発生を抑制する（リデュース）とともに、発生した廃棄物についてはできる限り資源として再使用（リユース）・再生利用（リサイクル）を行っていく「3R活動」を推進し、県全体に広げていく必要がある。

そこで、事業者や行政などの取組はもとより、県民一人ひとりの環境に配慮した生活スタイルや事業活動に対する理解と協力が必要不可欠であるため、各世代に応じた環境教育・環境学習の充実を図るとともに、各種環境イベントやホームページなどを通じて、積極的に情報提供を行うことで、3R活動の普及啓発に努める。

①環境教育・環境学習の充実

ア 学校教育において環境教育の担い手となる教員の資質向上や地域で活躍する環境活動リーダーの育成・確保に努めるとともに、3Rに関する学習教材や学習プログラム、実践プログラムを作成するなど、正しい知識の普及に努める。

イ 幼少期からの家庭での取組みを通じて社会全体への普及定着を図るため、家庭における環境教育の充実や「もったいない」の意識の醸成に努め、住民の自主的な取組みを促進する。

ウ 学校における体験的な学習や、地域における生涯学習講座、職場における従業員教育、各種イベントなど、多様な場における環境教育・環境学習を実施することにより、子供から大人まで各世代が学べる場の確保に努める。

②普及啓発の推進

ア 環境月間（6月）、3R推進月間（10月）などの機会に市町やNPO、企業、関係団体等と連携して環境イベントや施設見学等を積極的に実施することにより、3R活動の普及促進や各主体の役割などの啓発に取り組む。

イ マイバッグやマイボトル等の普及によるレジ袋・使い捨て容器包装の削減や、詰め替え商品や量り売り等の環境配慮型商品の選択など環境にやさしい買い物を促進するなど、身近な3R活動への取組み拡大を図る。

③的確な情報提供

ア 県ホームページ（えひめの循環型社会づくり）や広報誌、急速に発達する様々なメディア等を活用し、廃棄物・リサイクル情報や3R活動の先進事例、ユニークな取組事例など、県民や事業者が求める情報を分かりやすく迅速に提供する。

イ 県民、NPO、大学、事業者、市町等の各主体と連携し、廃棄物・リサイクル情報や循環資源など3Rに関する情報収集・交換を通じて、各主体の実践活動を促進する。

④環境関連愛媛県知事表彰

環境保全活動や循環型社会形成へ向けた取組みに顕著な功績のあった個人、団体又は企業等について、表彰を実施する。

2 リデュース（廃棄物の発生抑制）の推進

3 R活動のうち、リサイクルよりも優先順位の高い2 R（リデュース・リユース）の取組みが進む社会経済システムの構築が必要であり、とりわけ最優先で取り組むべきリデュース（廃棄物の発生抑制）を一層進めることにより、天然資源の利用を抑制し、環境への負荷をできる限り低減していく必要がある。

県民一人ひとりが「持続可能な社会」という未来に対する責任を自覚し、ごみの発生抑制を意識した暮らしを実践するため、市町やNPO等と連携して意識啓発に努めるとともに、一般廃棄物の減量化に向けた市町の取組みを支援する。

また、事業活動においても、事業者自らが事業系ごみの処理責任を自覚し、廃棄物になりにくい製品設計、製造工程の見直し、過剰包装の抑制など、廃棄物の発生抑制の取組みを推進するとともに、多量排出事業者に対する指導など必要な措置を講じる。

①家庭ごみの減量化（一般廃棄物）

ア 家庭ごみの約5割（容積比）と大きなウエイトを占める容器包装ごみについては、容器包装廃棄物の排出の少ない商品の購入、レジ袋やプラスチック容器、ペットボトルの削減策など、市町や事業者とともに消費者への啓発や実践的な取組みを検討、推進する。

イ 家庭における食品の買い過ぎ・作り過ぎの防止や生ごみの水切りの徹底、食品の食べ切りや使い切り、耐久性に優れた商品の購入、故障時の修理の励行等による商品の長期間使用など、家庭ごみの発生抑制に向けて、市町と連携して、情報提供や普及啓発に取り組む。

ウ 市町が推進するごみの分別収集の徹底・拡充や適正な排出方法の理解促進のため、県民に対する情報提供を進めるなど、市町と連携して取り組む。

エ 日頃からごみの減量化や資源循環を意識できるとともに、ごみ処理には多額の費用を要することを認識できるよう、様々な機会を捉え、生活スタイルの見直しを啓発する。

オ 家庭ごみの有料化及び手数料の適正化については、国の「一般廃棄物処理手数料有料化の手引き」を踏まえ、住民等の意見を聴取しながら、一般廃棄物の排出抑制や再使用、再生利用の推進方策の一つとして検討を行うよう市町に技術的助言を行う。

②排出事業者への指導等（一般廃棄物・産業廃棄物）

ア 循環型社会の実現のためには、まず、廃棄物の排出を抑制し、次に、廃棄物の再使用、再生利用、熱回収等の順にできる限り循環的な利用を行うよう、事業者に対し、廃棄物等の排出抑制、減量化等の啓発を推進する。

イ 原材料の選択や製造工程、輸送工程の工夫、取引慣行の改善、不用品を有価物として他者に譲渡して有効利用する等により、製造から流通、販売に至るサプライチェーン全体において排出される廃棄物の排出抑制に努めるよう助言する。

ウ 様々な素材が含まれる産業廃棄物について分別排出を徹底するとともに、搬入や搬出に際して環境に配慮した事業活動を進めるための指導・助言を行うほか、事業者の排出抑制に関する自主的かつ積極的な取組みを促進する。

エ 生産活動等から生じる産業廃棄物や事業系ごみの削減を進めるため、先進的な取組みの紹介を行うなど廃棄物の排出抑制、減量化等の普及・啓発を推進するとともに、事業者の技術開発や施設・設備の導入を支援する。

オ 廃棄物処理法により「産業廃棄物処理計画」及び「実施状況報告」の策定が義務付けられている多量排出事業者に対し、実効性のある計画の策定や計画の着実な実施を指導するほか、これら

を公表することにより、多量排出事業者の意識醸成を図るとともに、計画の進行管理を徹底する。カ 中小零細事業者は、産業廃棄物の排出抑制や循環的利用に関する認識や取組姿勢について事業者間の格差が大きく、意識の向上を促すため、関係団体等の協力の元、意識啓発に努め、個別具体的な取組について助言、提案等を行う。

キ 平成19年度に導入した資源循環促進税制度は、経済的手法による産業廃棄物の排出抑制及び減量化、廃棄物の適正処理等を促進するものであるため、引き続き同税を活用した施策展開を図る。

3 食品ロスの削減



農林水産省の調査によると、日本国内では、売れ残りや消費・賞味期限を超えた食品、食べ残しなど、「食品ロス（本来食べられるにもかかわらず、捨てられる食品）」が食品メーカー、飲食店、食料品販売店等の外食系から約330万トン、家庭系から約302万トンの合計約632万トン発生しており、外食・家庭ともに食品ロスの削減に取り組むことが必要となっている。

食品ロスは、製造・流通・小売・消費の各段階で発生しており、削減するためには、フードチェーン全体で各主体の取組を促進する必要があるため、「もったいない」という文化や意識を生かし、事業者、消費者、民間団体、市町などと連携して、食品廃棄物削減に関する県民の機運醸成を図るため、県民総参加で取り組む運動を展開する。

①食べきり県民運動の推進（一般廃棄物）

ア 事業者、消費者、民間団体、市町等と連携・協働して、外食における適量な注文、食べ切りのためのハーフサイズや少盛など食べ残しが出にくいメニューの設定や「30.10運動」等の宴会での食べきり運動を促進する。

イ 全国おいしい食べ切り運動ネットワーク協議会の「おいしい食べ切り全国キャンペーン」へ参加することにより、食べきり運動の認知度向上を図る。

②普及啓発の推進（一般廃棄物・産業廃棄物）

ア 食品ロスの削減のため、講習会やセミナーの開催、広報媒体等の活用により、必要な量だけの購入、賞味期限等への正しい理解、調理の工夫等による食材の食べきり・使い切りなど家庭での対策や、学校給食・社員食堂での取組の工夫、非常用備蓄食品の廃棄処分の回避などの普及啓発に努める。

イ 食品企業の製造工程で発生する規格外品などを引き取り、福祉施設等へ無料で提供するフードバンク活動の普及促進を図るため、国の各種施策や、先進事例の紹介など情報提供に努める。

4 リユース（再使用）の推進

いったん使用された製品を回収し、必要に応じて適切な処理を施した後に製品として再使用することにより、廃棄物の発生を抑制する取組が必要とされており、消費者に対し、繰り返し利用可能なリターナブル容器や再使用可能な製品の利用促進を図る。

また、事業者に対しては、製品の設計・製造段階から製品・部品のリユースが可能な仕様の採用や、流通・販売事業者と連携して再使用を行うための回収システムの構築の促進を図る。

①再使用製品の利用促進（一般廃棄物）

- ア 繰り返し使用できる商品の購入、フリーマーケットやリサイクルショップの有効活用、リターナブル容器の利用を推進するなど、消費者の意識・行動の転換・誘導を図る。
- イ 部品交換、修繕可能な製品設計やリターナブル容器の導入など、事業者の再使用に向けた取組みを促進する。
- ウ 各種イベントやお祭り等において、使い捨て容器の削減、リユース食器の使用やマイカップの利用促進による環境に配慮したエコイベントの推進に努める。
- エ 繰り返し使用できる商品の製造、販売等を推進する。

②事業活動における再使用の促進（産業廃棄物）

- ア 事業者の技術開発や施設・設備の改良等による資源のリユースを促進するとともに、リユースに適した製品開発や流通が促進されるようなモデルづくりを支援する。
- イ 再使用や再生利用が可能な廃棄物について活発な情報交換が行われることにより、新たなリサイクル製品の開発や処理コストの削減につながるよう、県のホームページ等を利用した情報交換システムを充実し、環境に配慮した事業活動を推進する。

5 リサイクル（再生利用）の推進

発生抑制、再使用してもなお排出される廃棄物は、資源ごみとして分別し再資源化を徹底する必要がある。このため、資源ごみの分別排出を強化し、地域の特性や資源ごみの性質に応じた多様なリサイクルシステムの普及・定着を促進する。また、再資源化が容易な製品の開発や再生資源を活用した製品作りなど、事業者によるリサイクル技術等の研究開発を促進するとともに、個別リサイクル法の円滑な施行とグリーン購入の普及を図る。

①資源ごみの分別収集の充実（一般廃棄物）

- ア 市町における資源ごみの分別収集や地域住民による分別排出・集団回収を推進するとともに、食品廃棄物の飼料化や生ごみの堆肥化、廃食用油の回収・バイオディーゼル燃料化など、地域の実情に応じた多様なリサイクルシステムの普及・定着を促進するため、市町に対して適切な助言、情報提供を行う。また、市町やNPO等と協力して、資源の循環利用に関する正しい知識の普及啓発に取り組む。
- イ 家庭で使用済みとなった携帯電話やデジタルカメラ等の小型電気電子機器や小売業者が家電リサイクル法に基づく引取義務を負わない特定家庭用機器を効率的に回収するため、市町に対して適切な助言や、情報提供を行う。

②リサイクル製品の利用促進（一般廃棄物・産業廃棄物）

- ア 県内の企業等が関わって製造加工しているリサイクル製品のうち、廃棄物等の減量化や資源の有効活用など、他の模範となる製品を優良リサイクル製品として認定し、各種環境イベントや情報誌などで積極的に情報提供することで認知度向上と需要拡大を図る。
- イ 公共工事等での優良リサイクル製品の利用促進を図るとともに、モデル事業を実施して優良リサイクル製品の効果をPRする。
- ウ 商品の購入に当たっては、再生利用が容易な商品や再生品の選択を普及啓発する。
- エ 四国4県及び四国経済産業局と連携し、各県で認定したリサイクル製品の相互推奨に取り組むことで、一層の販路拡大や利用促進に努める。

オ 各種イベントにおけるリユース容器、リサイクル容器の使用やリサイクル可能な資材の購入等、環境に配慮したエコイベントの実施に努める。

カ 再生利用が容易な商品や廃棄物を原料とした商品等の製造及び販売を推進する。

③リサイクル施設・設備の整備と技術開発（一般廃棄物・産業廃棄物）

ア 廃棄物の排出抑制や減量化、リサイクルやアップサイクル（素材を活かしデザインなどの力を借りて、製品の価値を再利用前よりも高める）の取組みを促進するため、事業者が実施するリサイクル技術に係る研究開発や施設整備、産業廃棄物処理団体や大学による産学連携の活動の支援及びリサイクル産業の活性化を推進する。

イ 食品廃棄物の飼料化及び堆肥化を促進させるほか、食品残さ等から利活用可能なバイオマスエネルギーの技術開発や実用化に取り組むとともに、既に実用化された木質ペレットや廃食油などバイオマス燃料の普及促進のためのシステム構築や社会基盤の整備等を進める。

ウ し尿汚泥焼却灰からのリン資源回収に成功したバクテリアリーチング技術を活用し、下水汚泥焼却灰からの高効率リン回収技術を開発するなど、廃棄物の有効利用による埋立処分量の減量化を図る。

エ 市町や企業と連携して下水汚泥の有効利用技術を調査研究した成果の普及啓発を図る。

オ 廃棄物を焼却する際に発生する熱エネルギーを有効活用し、低炭素社会の実現に寄与する高効率の発電設備（サーマル・リサイクル）が整備されるよう、市町に対し、助言及び技術的支援を行う。

カ 循環資源の排出・受入に関する情報交換の活性化等、循環資源のマッチングを支援することにより、地域の再生・処理システムの見直しを促進するとともに、先進的なリサイクル技術の導入を促進する。

キ 「家畜排せつ物の利用の促進を図るための愛媛県計画」に基づき、地域の実情に即した総合的な畜産環境整備、需要者のニーズに即した堆肥の生産、畜産部門と耕種部門の連携強化による堆肥のリサイクルを積極的に推進し、環境と調和した畜産経営の確立を図るための取組みを推進する。

ク 家畜排せつ物の有効利用のため、良質な堆肥生産指導や堆肥の流通状況を把握し、資源循環型農業を推進する。

ケ 焼却施設から排出される焼却残渣（焼却灰）のセメント原料化等への有効利用を推進する。

④リサイクル関連法の着実な推進（一般廃棄物・産業廃棄物）

ア 個別リサイクル法（容器包装、家電、食品、建設、自動車、小型家電）について、県民への制度の理解促進を図り、適正な引渡し等の手続や費用負担がなされることによる廃棄物の適正処理や資源の循環的利用を一層推進する。

イ 個別リサイクル関連事業者に対して講習会や研修会等を実施することにより、手続や制度の理解、処理の適正化を促進するほか、公共事業における建設廃棄物の再資源化や、民間における食品廃棄物の再資源化を促進するなど、資源の再生利用率の向上を図る。

ウ 県においては、リサイクル製品等の需要拡大を図るため、「愛媛県グリーン購入推進方針」に基づき、環境に配慮した商品・サービス等を優先的に選択するグリーン購入に率先して取り組むとともに、市町、民間企業や団体等においてもグリーン購入が一層普及するよう啓発に努める。

エ 事業者が自ら排出する廃棄物の処理を廃棄物処理業者に委託する場合は、再生利用等による減量を行うことができる優良な廃棄物処理業者を選択するとともに、適正な対価を負担するよう啓発に努める。

廃棄物の適正処理の推進

1 適正処理の推進

廃棄物の処理に伴う環境負荷を低減するため、廃棄物処理基準等に基づく適正処理を確保する。また、廃棄物を適正に処理するため、優良な処理業者が市場で優位な立場に立てるようにするとともに、排出事業者が信頼できる処理業者を選定できる体制を構築する。

①一般廃棄物の適正処理の確保

- ア 一般廃棄物については、市町が、その定める一般廃棄物処理計画に従って、その区域内における一般廃棄物を生活環境の保全上支障が生じないうちに収集し、及び処分しなければならない。
- イ 市町が一般廃棄物の多様化に伴う最適な処理方法の変化に対応するため、常に新しい情報収集ができるよう、積極的に研修や情報提供を行う。
- ウ 市町、一部事務組合及び民間の一般廃棄物処理施設への定期的な立入検査を実施し、施設の維持管理基準等の順守状況を確認し、一般廃棄物の適正処理について指導を行うとともに、特に、ごみ焼却施設や最終処分場におけるダイオキシン類対策の徹底を図る。
- エ 処理施設の機能が十分発揮され適正な管理運営が図られるよう指導するとともに、同施設の見学会の開催を促進したり、運営や維持管理の状況に関する情報を積極的に公開することにより、県民への信頼性を確保する。
- オ 市町間での調整により、排出量に見合った施設規模の確保など地域の実情に応じた効率的な処理体制を構築し、適正処理の確保に努める。
- カ 一般廃棄物の収集運搬体制に係る全国の先進事例などの情報を収集し、高齢化や単身世帯の増加に対応した適正処理対策について、市町に対し、技術的支援を行う。
- キ 一般廃棄物の減量化や適正な処理を確保するための取組みが円滑に実施できるよう、市町に対し、「一般廃棄物会計基準」、「一般廃棄物処理有料化の手引き」及び「市町村における循環型社会づくりに向けた一般廃棄物処理システムの指針」を活用し、コスト分析及び効率化を図るための技術的支援を行う。
- ク 分別収集区分や処理方法といった一般廃棄物処理システムの変更や新規導入を図る際には、変更や新規導入の必要性和環境負荷面、経済面等に係る利点を住民や事業者に対して明確に説明するよう助言する。
- ケ 施設の維持管理及び安全衛生に努めるとともに、関係法令に基づき、日常の運転管理及び保守管理、予防措置、事故発生時の緊急対応及び防災教育・訓練など、施設の安全な操業に努めるよう助言する。
- コ 一般廃棄物の収集に関しては、処分及び再生利用の方法に配慮し、一般廃棄物の種類に応じて分別収集する等、適切な収集体制を確保するとともに、運搬車両については、効率的な運搬が行えるようにするほか、環境負荷のより少ない自動車の導入やバイオ燃料の利用等を推進するよう助言する。
- サ 一般廃棄物の処分に関しては、一般廃棄物の発生量及び質に応じて、再生利用、中間処理及び埋立処分等のうち最適の方法を選択するよう助言する。
- シ 県・市町循環型社会推進連絡会議等の場を活用し、廃棄物処理に関する市町間の調整や情報の提供を行う。
- ス 市町と連携して、不用品回収業者への立入検査を実施し、「使用済み家電製品 の廃棄物該当性の判断について（平成24年3月19日付け）」により、不用品が廃棄物と判断される場合は、適切な指導を行う。

セ 市町に対し、「小売業者の引取義務外品の回収体制構築に向けたガイドライン（平成27年3月環境省）」により、回収体制を構築するよう助言し、技術的支援を行う。

②産業廃棄物の適正処理の確保

ア 産業廃棄物については、処理責任を有する事業者において、排出抑制及び適正な循環的利用を最大限に行った上で、必要となる産業廃棄物の焼却その他の中間処理及び埋立処分が適正に行われるようにしなければならない。

イ 事業者は、自らその産業廃棄物の処理を行う場合には、産業廃棄物保管基準、産業廃棄物処理基準等に従い、適正な処理を確保しなければならない。

ウ 事業者は、その産業廃棄物の処理を他人に委託する場合は、その産業廃棄物の処理の状況に関する確認を行い、その発生から最終処分（再生を含む。）が終了するまでの一連の処理が適正に行われるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

エ 産業廃棄物処理の基本である「排出事業者責任」が徹底されるよう、監視指導や法制度の運用等において総合的に施策を展開し、適正処理を推進する。

オ 産業廃棄物の適切な処分が確保されるよう、産業廃棄物処理業の許可の申請については、厳格な審査を継続するとともに、必要な指導監督を実施する。

カ 排出事業者及び産業廃棄物処理業者に対する立入検査・報告徴収により適正処理を指導し、違反者に対する是正指導の強化や廃棄物処理法に基づく措置命令、許可の取消し、事業停止等の行政処分などにより、不適正処理の事案に迅速かつ厳正な対応を行い、環境汚染等が発生している又はそのおそれがある場合は、生活環境の保全を図るため、早期是正を指導する。

特に、悪質な違反行為にあつては、厳正に対処する。

キ 廃棄物処理に係る情報管理の合理化等を図るため、排出事業者及び処理業者に対し、マニフェストの適正な運用を指導するとともに、偽造がしにくく、県等の監視業務の合理化、不法投棄・不適正処理の原因究明等の迅速化等を図ることができる電子マニフェストの利用を促進する。

ク 産業廃棄物管理責任者等に関する研修会・講習会の開催などを通じて、排出事業者及び処理業者への関係法令等の周知徹底や監視・指導体制の強化を図り、PCB、アスベストなどをはじめとする廃棄物の適正処理及び適正委託の徹底に努める。

ケ 最終処分場の埋立状況や事業計画等を的確に把握し、適切な積立金額を算定・通知することで埋立終了後に必要となる維持管理費用の確保を指導するなど維持管理積立金制度の円滑な運用に努める。

コ 県外からの廃棄物については、事前協議制度により適正処理の確保を図る。

サ 資源循環促進税の税収を活用し、産業廃棄物の排出抑制やリサイクルの推進、適正処理の推進のための事業を実施する。

③PCB廃棄物の期限内適正処理の確保（産業廃棄物）

ア 県民の健康保護、生活環境の保全を図るため、愛媛県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画に基づき、PCB廃棄物の確実かつ適正な処理を計画的に推進する。

イ PCB廃棄物保管事業者に対しては、立入調査を実施して、PCB廃棄物の保管状況等を確認するとともに、処分までの間の適正保管及び期限内適正処理を指導する。

ウ 高濃度PCB廃棄物に関しては、中間貯蔵・環境安全事業株式会社北九州事業所での広域処理であるため、関係縣市等で構成する北九州PCB廃棄物処理事業に係る西日本広域協議会等を通じて関係縣市と十分な協議及び調整を行う。

エ PCB廃棄物の保管及び処分に係る届出状況を的確に把握し、毎年公表するとともに、県ホームページ等を活用してPCB廃棄物の処理に関する知識の普及及び意識の向上を図る。

オ 低濃度PCB廃棄物に関しては、県独自の補助制度を実施するなど、期限内適正処理を推進する。

カ 国が定めた「未処理のPCB使用製品及びPCB廃棄物の掘り起し調査マニュアル」を活用した未処理のPCB使用製品及びPCB廃棄物を網羅的に把握するための調査を実施するなど期限内の処理完了に努める。

④その他有害廃棄物等の適正処理の確保

ア 廃石綿等及び石綿含有産業廃棄物の適正処理のため、「石綿含有廃棄物等処理マニュアル（平成23年3月環境省）」に基づき、解体工事への立入検査等を通じて発注者や元請事業者、産業廃棄物処理業者等への指導を行う。

イ 家庭や事業所から排出される水銀廃棄物を確実に収集・処理するために、普及啓発を図るとともに、国、市町及び事業者団体の連携による回収体制の整備に協力する。

ウ 医療機関における感染性廃棄物の適正処理については、「感染性廃棄物処理マニュアル（平成24年5月環境省）」の周知徹底を図るとともに、医療法に基づく立入検査において、適正処理を指導する。

エ 再生可能エネルギー設備の急速な導入に伴い、将来的に多量に廃棄される使用済太陽光発電設備については、「太陽光発電設備のリサイクル等の推進に向けたガイドライン（第一版）（平成28年3月環境省）」の周知を図るとともに、リサイクル等を推進していく。

⑤優良な処理業者の育成（産業廃棄物）

ア 産業廃棄物処理について、優良な処理業者が社会的に評価され、不法投棄・不適正処理を行う事業者が淘汰される環境を充実させるため、関係者と連携して優良産業廃棄物処理業者認定制度の普及を図る。

イ 排出事業者が自らの判断により優良で信頼できる処理業者を優先的に選定できる環境づくりを構築するため、優良産業廃棄物処理業者認定制度の認定基準に適合する処理業者の育成・増加を図るとともに、その情報を県ホームページ等で提供する。

ウ 電子マニフェストやエコアクション21を普及促進することにより、産業廃棄物処理業者の事務の合理化や、効率化を支援する。

エ 地域から信頼される優良な処理業者を育成するため、一般社団法人えひめ産業廃棄物協会と連携して講習会・研修会等への参加機会を増やす。



⑥生活排水対策

- ア 「愛媛県生活排水対策推進要領」(平成3年4月)に基づき、県、市町、県民及び事業者が一体となって生活排水処理施設等の整備を進めるとともに、常に暮らしの工夫をし、汚濁物質の低減を図る。
- イ 公共用水域に係る環境基準の未達成地域やそのおそれのある地域を水質汚濁防止法に基づく生活排水対策重点地域として指定し、生活排水処理施設等の整備、普及啓発等計画的かつ総合的な生活排水対策を推進する。
- ウ 「愛媛県全域下水道化基本構想」に基づき、市町が地域の实情に応じて、公共下水道、農業・漁業集落排水施設、合併処理浄化槽等の計画的な整備を促進し、汚水処理人口普及率の向上に努める。
- エ 下水道未整備・整備困難地域における生活排水対策のため、汲取り槽や単独処理浄化槽(みなし浄化槽)から合併処理浄化槽への転換を図るなど、市町の浄化槽整備事業を支援するとともに、市町や公益社団法人愛媛県浄化槽協会と連携して浄化槽の適正な維持管理(法定検査、清掃、保守点検)が行われるよう、普及啓発に取り組む。

⑦海岸漂着物等の適正処理

- ア ごみのない美しく豊かな自然あふれる海岸の実現のため、「愛媛県海岸漂着物対策推進地域計画」に基づき、国、県、市町、海岸管理者等、地域住民、漁業関係者、民間団体、事業者、大学などの多様な主体が相互に情報を共有しながら、海岸漂着物等の発生抑制対策や未然防止対策、回収・処理など、総合的かつ計画的な海岸漂着物処理対策を推進する。
- イ 海岸漂着物等が集積している海岸においては、海岸管理者等、民間団体、市町等が連携して、愛ビーチ・サポーター制度を活用するなどして円滑な回収・処理を図る。
- ウ 海面に浮遊する漂流ごみや海底ごみについては、必要に応じて、国、海岸管理者等による回収・処理を行うとともに、漁業者等が回収し、沿岸市町等が協力して、適正に処理する取組みを推進する。
- エ マイクロプラスチックによる海洋環境への影響が懸念されていることを考慮し、国や研究機関等の調査研究等の情報収集に努め、関係機関が連携して対応に努める。

2 適正な処理施設の確保

廃棄物の循環的利用を促進し、環境負荷を低減するため、効率的で安全性の高い処理施設を確保する。市町等は、一般廃棄物の適正かつ効率的な処理体制が確保されるよう、資源の有効利用や温室効果ガスの排出抑制の観点も踏まえ、中間処理施設及び最終処分場等の整備に取り組む。

①一般廃棄物処理施設の適正整備(一般廃棄物)

- ア 一般廃棄物処理施設の整備については、国の廃棄物処理施設整備計画に基づき、廃棄物の発生抑制及び適正な循環的利用を推進するための明確な目標の設定及びコスト比較を行った上で、地域における循環型社会の形成に資する総合的な計画である一般廃棄物処理計画に基づき、効果的に循環型社会形成推進交付金制度等が活用されるよう、市町に対し、指導・助言を行う。
- イ 国・地方を通じた厳しい財政状態に対応するため、既存施設の適正な維持管理・整備を徹底し、長寿命化・延命化を図る。
- ウ 一般廃棄物処理コストを適正に分析することにより、最適な施設規模を想定するとともに、災害時における廃棄物処理への対応も踏まえた施設整備を促進する。

エ 市町のごみ焼却施設について、地域の地理的・社会的な特性や将来の人口減少等社会情勢の変化によるごみの減量化を考慮した上で、広域化・集約化による適正な規模での効率的な処理施設の配置の検討を促進するほか、発電施設等の熱回収が可能な焼却施設の導入や高効率化を図るとともに、将来にわたる一般廃棄物の効率的かつ適正な処理体制の構築に向け、関係市町の調整及び技術的支援を行う。

オ 生活環境の保全と更なる効率的な廃棄物処理体制の構築を目指すため、市町と連携しながら引き続き愛媛県ごみ処理広域化計画の円滑な推進を図るとともに、ごみ処理を取り巻く情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて計画の見直しを行う。

カ 廃棄物のリサイクルを推進し、最終処分量の減量化に努めるとともに、残余容量の予測を行いつつ、地域ごとに必要となる最終処分場を今後とも継続的に確保するよう整備を促進する。

キ 一般廃棄物の更なるリサイクルを推進するため、「市町村における循環型社会づくりに向けた一般廃棄物処理システムの指針」を活用し、リサイクル品目の増加を見据えたりサイクルセンター等の再資源化施設の整備を促進する。

ク し尿や浄化槽汚泥を衛生的に処理するだけでなく、生ごみ等の有機性廃棄物を同時に処理することで、堆肥やエネルギーを生み出す汚泥再生処理センターの整備を促進する。

②民間事業者による処理施設の適正確保（産業廃棄物）

ア 産業廃棄物処理施設の設置に当たっては、生活環境影響調査結果に基づく生活環境の保全への適切な配慮など、法令に基づく厳正な審査を行うほか、引き続き「愛媛県産業廃棄物適正処理指導要綱」に基づく事前協議により手続きに慎重を期するとともに、稼働中の処理施設は、維持管理基準の順守を指導する。

イ 「愛媛県産業廃棄物適正処理指導要綱」に基づき、設置者と地域住民との間の合意形成が円滑に行われるよう、地元説明会の開催などを指導するとともに、地域住民の環境保全に関する要望等に応じて、市町と連携して、環境保全協定を締結するよう助言し、処理施設に対する地域住民の理解と信頼の醸成に努める。

ウ 産業廃棄物処理施設に対する県民の信頼向上を図るため、定期的に立入検査を実施するほか、施設管理者等による維持管理状況の公開など施設運営の透明性を高めるとともに、安全性・信頼性の高い施設・設備の確保を図る。

エ 産業廃棄物の最終処分場については、産業廃棄物の排出抑制、中間処理及び再生利用の進展により最終処分量が減少傾向にある一方で最終処分場の新たな整備が困難な状況も見られることから、産業廃棄物を処理するための十分な最終処分場が確保できることを目標とする。

オ 廃止した最終処分場の跡地を指定し、当該土地の形質変更などが行われる場合に、生活環境の保全上の支障が生じないよう、「最終処分場跡地形質変更に係る施行ガイドライン（平成17年6月環境省）」に基づき、適切な跡地管理を推進する。

③公共関与による処理施設の活用（一般廃棄物・産業廃棄物）

ア 一般財団法人愛媛県廃棄物処理センター東予事業所の焼却・溶融施設は、循環型社会の先導的モデルとなる公共関与の施設として、廃棄物を高度な処理施設により焼却・溶融炉内で完全に分解処理し、処理後の残さ物も全て有効活用可能とし、埋立処分をしない「ゼロ・エミッション」を達成しながら処理を行う。

イ 同センターは、平成22年度に全国で初めて、長年、処理困難物として保管されてきた微量PCB廃棄物の無害化処理施設として認定され、平成25年度には低濃度PCB廃棄物処理の追加認定を受けるなど、様々な処理困難物の適正処理にも取り組み、環境保全に寄与するなど、本県の廃棄物行政において重要な役割を担っており、引き続き支援、協力等を行う。

3 不法投棄・不適正処理対策の強化（一般廃棄物・産業廃棄物）

廃棄物の不法投棄・不適正処理の早期発見・早期是正による生活環境の保全上の支障の発生の未然防止・支障の拡大防止を図るため、新たな技術も活用しつつ、不法投棄・不適正処理に対する監視活動の充実・強化に努めるとともに、関係機関や住民と連携した監視体制の構築を推進する。

また、廃棄物の不法投棄等の不適正処理が行われた場合は、原因者の責任追及と原状回復・是正を徹底させる。

①不法投棄情報の収集

ア 県庁に設置するフリーダイヤル

「[不法投棄110番（0120-149-530；イヨノクニ ゴミゼロ）](tel:0120-149-530)」により、広く県民から不法投棄情報等を直接受け付ける。

イ 県内5保健所に設置した管内市町や所轄警察署・海上保安部、建設業協会、商工会・商工会議所等で組織する「不法投棄防止対策推進協議会」により、地域に根差した監視・啓発活動を推進するとともに、各種業界団体との連携を強化して、監視網の拡充を図る。

ウ 産業廃棄物不法投棄の情報を幅広く入手するため、民間団体等との協定書の締結に努める。

②普及啓発の推進

ア 広報誌や新聞、ラジオ等の各種広報媒体や啓発活動により、事業者や県民の意識啓発を図り、不適正処理の未然防止に努める。

イ 不法投棄防止のため、県ホームページ等による啓発のほか、毎年5月30日（ごみゼロの日）から6月5日（環境の日）までの全国ごみ不法投棄監視ウィーク等に合わせて各種広報媒体を活用した啓発活動を実施する。

ウ 環境教育や環境学習において、不法投棄防止について啓発する。

③不法投棄監視体制の強化

ア 車両、船舶及び県消防防災ヘリコプターを活用した陸域、海域及び上空からのパトロールを実施して不適正処理の未然防止や早期発見を図り、不法投棄等の不適正事案に対する原因者の究明や改善指導を徹底するとともに、ドローン等を活用した監視体制の構築を調査研究する。

イ 暴力団関係者に厳正な対応を行うなどのため、県庁に愛媛県警からの出向者を配置するとともに、警察官退職者を「産業廃棄物等適正処理指導員」として保健所に配置し、産業廃棄物処理に関する監視、指導、情報の収集、警察関係機関との連絡調整等を行う。

ウ 夜間監視可能なカメラや不法投棄防止看板を増設する。

エ 愛媛県警と連携して産業廃棄物の運搬車両の検問を行い、車両に積載している産業廃棄物の種類・量の確認や、産業廃棄物管理票（マニフェスト）との照合を実施し、記載内容等に不備が認められた場合は適切な指導を行う。

オ 警察本部・海上保安本部との合同監視パトロールや全国ごみ不法投棄監視ウィークと連動した活動を実施するなど、不法投棄監視活動の強化を図る。

④関係機関との連携

ア 警察との協力や関係機関で構成する「不法投棄防止対策推進協議会」等による情報交換、巡回指導や意識啓発運動を推進する。

イ 適正処理の未然防止に係る自治体相互の情報交換や広域的な連携を強化するとともに、悪質化、

巧妙化している不法投棄等については、関係機関と連携して厳正に対処する。

ウ 県外産業廃棄物の不適正処理などの早期把握、迅速かつ確な対応を図るため、関係府県との連携に努める。

⑤不適正処理の防止等

ア 廃棄物の処理基準に適合しない処理に対しては、一般廃棄物については市町、産業廃棄物については県において、生活環境の保全上の支障が生じることを未然に防止するため、行政命令を適正かつ迅速に行うとともに、行政命令違反、不法投棄、焼却禁止違反等の行為については、愛媛県警との連携を強化し、厳正に対処する。

イ 特に、事業者の責めに帰すべき事由があると認められる産業廃棄物の不法投棄・不適正処理に対しては、事業者に対する行政命令を厳格に行う。

ウ 事業者は、排出した特別管理廃棄物の処理を他人に委託する場合には、他の廃棄物との分別を徹底するとともに、委託基準を厳格に順守しなければならない。

エ 安定型最終処分場については、安定型産業廃棄物以外の廃棄物の付着・混入を防止するための仕組みや、浸透水等のチェック機能を強化するなど、適正処理体制の強化を図る。

オ 不法投棄等の不適正処理が行われたものの、現時点では直ちに支障の除去等の措置を必要としない区域の状況等については、定期的に把握し、当該区域から新たな支障が生ずることがないように対処する。

4 土砂等の埋立ての適正化推進

土砂条例（愛媛県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生に関する条例）は、県外からの建設汚泥の不法投棄を契機として、廃棄物まがいの土砂等による埋立てを未然防止し、埋立て行為による土壌の汚染と災害の発生を防止するため制定されたものであり、土砂による埋立て行為に対して、許可制度の導入、埋立て土砂の基準や浸透水の基準を設定するなどの規制を行う。

土砂の埋立てについては、県外からの廃棄物まがいの土砂等の搬入及び埋立てが懸念されるため、適正な土砂埋立てがなされるよう徹底した監視指導を行う。

また、近年の土砂埋め立て等に係る課題を踏まえ、必要な見直しを検討する。

①土砂条例の適正な執行

ア 面積が3,000㎡以上の土砂等による埋立て（特定事業）の許可申請については、厳正に許可審査を行う。

イ 特定事業場に対しては、定期的なパトロール等の監視・指導を行うとともに、必要に応じて土砂等の搬入時に立ち会うなど、土砂等の埋立て等の適正化を推進する。

ウ 土砂等への廃棄物の混入を防止するため、必要に応じて展開検査を行う。

エ 事業者による土壌検査や水質検査が適切に行われるよう指導する。

オ 特定事業者及び特定事業場の立入検査・報告徴収により適正な施工を指導し、違反者に対する是正指導の強化や土砂条例に基づく措置命令、許可の取消し、事業停止等の行政処分などにより、不適正処理事案に迅速かつ厳正な対応を行い、環境汚染等が発生している又はそのおそれがある場合は、生活環境の保全を図るため、早期是正を指導する。特に、悪質な違反行為にあっては、厳正に対処する。

循環型社会ビジネスの振興

1 循環型社会ビジネスの育成・支援

県内のリサイクル事業等の活性化を図るため、環境に配慮した製品やサービスの普及・実践に取り組む循環型社会ビジネスを育成していくほか、産学官連携による技術研究開発及び事業化等を支援することにより、新たな循環型産業の創出・育成に向けた取組みを促進する。



資源循環優良モデルシンボルマーク

①資源循環優良モデル認定制度の充実

- ア 県民、事業者、行政等が環境にやさしい製品を率先して利用し、県内におけるリサイクル製品等の需要が拡大することにより、県内企業の環境ビジネスへの参入や新たな製品の開発を促進する。
- イ 他の模範となるようなリサイクル製品や、3Rに積極的に取り組む事業所・店舗等を優良モデルとして認定する、県の「資源循環優良モデル認定制度」（通称：スゴeco）を実施し、リサイクル製品の製造現場の見学や3R体験などの環境関連イベント、パンフレットの作成・配布、シンボルマークの使用、県ホームページへの掲載等を通じて、県民や県内企業等に広く普及啓発する。

②循環型社会ビジネスの振興

リサイクル製品等の認知度向上及び販路拡大を促進するため、優良モデルの製品カタログの作成、県外大型展示会・商談会への出展や製品等の商品開発の支援、ブランド化等に取り組むとともに、特に認定数の多い土木資材については公共事業への活用を推進するなど、循環型社会ビジネスの振興を図る。

③製紙業界の産業廃棄物の有効利用等の推進

- ア 本県の産業廃棄物排出量に占める割合が高い製紙スラッジの発生抑制や減量化、有効利用を促進する技術開発を推進するため、企業や県の研究機関、大学が連携し、製紙業界における産業廃棄物の「ゼロ・エミッション」の具体化を図る再資源化技術等の研究開発事業を支援する。
- イ 開発された技術を生かすため、リサイクル製品等の新たな活用策について調査研究するとともに、有効利用策の事業化を支援する。
- ウ 3Rの取組みをより効率的に進めるため、先進的技術の導入を支援する。

④廃棄物の3R技術・再資源化システム等の事業化の推進

- ア 地域の特色を生かして、循環資源の3R技術・再資源化システム等の研究開発やビジネスモデルの事業化を推進し、「地域循環圏」の構築を図っていくため、産業廃棄物処理業界や国・県の試験研究機関・大学等が取り組む廃棄物の3R技術等に関する研究開発や人材育成を促進するとともに、事業化に向けた取組みを支援する。
- イ エコフィードの利用促進やレアメタル回収など環境負荷を低減するための再資源化技術の開発を支援する。

⑤グリーン購入の推進

- ア 県は、「愛媛県グリーン購入推進方針」に基づき、全庁的に環境にやさしい物品を調達するとともに、サービスの循環的な利用に努める。
- イ 市町や事業者、関係機関にグリーン購入の積極的な取組みを促すため、県の推進方針を県ホームページに掲載するとともに、各市町に推進方針の策定を検討するよう要請する。

2 バイオマス活用の推進

国は、大気中の二酸化炭素排出量を増加させることなく、再生が可能な資源であるバイオマスの利活用を進めるため、平成14年12月に、バイオマス・ニッポン総合戦略を閣議決定するとともに、平成21年9月にバイオマス活用推進基本法を施行、平成22年12月に「バイオマス推進基本計画」を策定した。

本県では、平成16年6月に「えひめバイオマス利活用マスタープラン」を策定し、同年11月に「愛媛県バイオマス利活用連絡協議会」を設立するなど、資源・エネルギーの持続可能な循環型社会システムの構築に取り組んでいる。

①愛媛県バイオマス活用推進計画の実行

県は、「愛媛県バイオマス活用推進計画」に基づき、地域特性を生かしたバイオマスの活用に関する施策を総合的かつ計画的に推進する。

②廃棄物系バイオマスの利活用

- ア 県内において、未利用材を主たる燃料とした木質バイオマス発電施設の整備計画が進められており、需要の増加が見込まれる燃料用チップの安定供給体制を整備し、原料となる低質材の利用を促進する。
- イ 生ごみ、し尿処理汚泥、浄化槽汚泥、廃食用油等の廃棄物系バイオマスの利活用は、循環型社会の形成だけでなく、温室効果ガスの排出削減により地球温暖化対策にもつながることから、これらを原料とした再生品の品質や安全性を確保した上で、地域の特性に応じた適切な再生利用のための施設の整備等を推進する。
- ウ 廃棄物系バイオマスの利活用を進めるため、分別・収集の効率化についても検討を行う。
- エ 一般廃棄物（可燃ごみ）の処理にあたっては、ごみ発電等の余熱利用やバイオガス化など、エネルギー回収に積極的に取り組む。

災害廃棄物処理体制の構築

1 災害廃棄物処理への対応力の向上

南海トラフ地震等の大規模災害発生時、県民の生活環境の保全と円滑な復旧・復興を推進するため、「愛媛県災害廃棄物処理計画（平成28年4月策定）」に基づき、県・市町・民間事業者等の連携強化に努め、実効性のある災害廃棄物処理体制を整備する。

①市町災害廃棄物処理計画策定の支援

- ア 市町において、平成30年度までに、市町計画策定ガイドラインを踏まえ、愛媛県災害廃棄物処理計画と整合性のとれた市町災害廃棄物処理個別計画が策定されるよう、フォーラムや研修会、ワークショップの開催、市町ヒアリングの実施等を通じて、市町の取組みを支援する。
- イ 市町災害廃棄物処理計画の策定に当たっては、廃棄物発生量の予測や処理方法、廃棄物処理施設の耐震化や仮設トイレの整備、仮置場の選定・整備、効率的な分別・リサイクルによる最終処分量の低減と再生資源の有効利用を助言する。

②広域的な災害廃棄物処理体制の推進

- ア 県内を5つの地域ブロックに分けて、災害廃棄物の処理に関する協議会を設置し、ブロック内市町及びブロック間における協力・連携について協議・検討を進める。
- イ 環境省が主催する災害廃棄物対策四国ブロック協議会に参画し、当協議会を通じて県外での災害廃棄物処理を想定した広域連携体制の強化を図る。
- ウ 災害廃棄物処理に係る民間事業者の経験・能力の活用を図るため、民間事業者・関係団体と災害支援協定を締結し、民間事業者・関係団体との協力・支援体制の構築を図る。

③PDCAサイクルによる災害廃棄物処理体制の見直し

- ア 愛媛県・市町災害廃棄物処理計画に基づく訓練や研修、演習を実施し、課題を抽出・整理するとともに、他の地域における災害廃棄物処理の事例等の情報収集に努め、訓練結果や収集した情報を評価し、より実効性があるものに改善できるよう、計画の見直しに反映させる。
- イ 災害廃棄物処理の拠点となる市町の廃棄物処理施設における事業継続計画（BCP）の策定取組を促すとともに、支援を行う。

④非常災害時における廃棄物の適正な処理

- ア 市町が災害廃棄物の発生量の推計に合わせて、災害廃棄物を仮置きするためのストックヤードの確保を推進するよう国の災害廃棄物対策指針に基づく助言や情報提供等の支援を行う。
- イ 災害発生時においては、通常どおりの廃棄物処理が困難になるとともに、大量のがれき等の廃棄物が発生することから、廃棄物処理の広域的な連携や災害廃棄物の再資源化等も含む処理体制の構築を推進する。
- ウ 市町が災害廃棄物処理の実効性の向上に向けた教育訓練による人材育成を図るよう国の災害廃棄物対策指針に基づく助言や情報提供等の支援を行う。
- エ 非常災害時に産業廃棄物処理施設において災害廃棄物の処理を行うことを想定し、同施設の処理余力の把握や施設情報について市町との共有を進める。

Ⅷ 各主体に期待される役割

1 県民〈循環型社会をかたちづくる主役〉

県民は、これまでの大量消費・大量廃棄型のライフスタイルを見直し、環境に配慮し、3 Rを意識した循環型のライフスタイルへの定着を図ることが期待される。

▶ 3 R活動・環境に配慮した消費行動（環境にやさしい買い物）の実践

○リデュース

買い物袋の持参（レジ袋の辞退）、簡易包装された商品の購入、過剰包装の辞退、ごみの減量化につながる商品の購入（詰替商品、ばら売り、量り売り等）、商品の計画的な購入、耐久性に優れた商品の購入

○リユース

リターナブル容器使用商品の購入、中古品の購入、リース・レンタル商品の活用

○リサイクル

再生可能な資源を活用した製品や再生品の優先的な購入、生ごみの飼料化・堆肥化、ごみの分別の徹底

▶ リデュース・リユースの推進によるごみを出さないライフスタイルへの転換

○リデュース

物を大切に長く使う、家電製品等を修理して使う、適量の購入・注文、食品の賞味期限等の食品表示に関する正しい理解の推進、食材の使い切り・食べ切り、エコクッキングの実践、生ごみの水切り

○リユース

フリーマーケットやリユースショップの活用、空き瓶の返却

▶ ごみの分別・資源回収への協力

ごみの分別排出の徹底、廃食油等の資源の集団回収・店頭回収への協力

▶ 各種リサイクル法の理解とそれに基づく廃棄物の適正処分

▶ 不法投棄防止への協力

ごみのポイ捨てをしない、ごみの不法投棄や野焼き、多量保管等の不適正な処理を発見した時は直ちに行政に通報

2 NPO・大学等〈県民・企業等の環境保全活動のつなぎ手〉

【NPO等】

NPO等は、地域における環境保全活動を自主的に行うことにより、県民やライフスタイルや事業者の事業活動の変革等を促進させていくことが期待される。

- ▶フリーマーケットの開催
- ▶3Rの推進や地域住民のライフスタイル見直しの支援
- ▶地域における環境教育・環境学習の推進
- ▶県民、事業者、行政等と連携した地域における環境保全活動への積極的な取り組み

【大学等】

大学等は、専門的・学術的な知見を充実させ、客観的かつ信頼できる情報を各主体に提供することにより、循環型社会の形成に向けての政策決定への寄与や各主体の具体的な行動を促す役割が期待される。

- ▶新しいリサイクル技術やシステムの研究・開発
- ▶3R関連技術や環境に関する知識の普及・啓発
- ▶事業者や行政との共同研究

3 事業者〈環境への配慮、排出者責任・拡大生産者責任を踏まえた事業活動〉

【排出事業者】

排出事業者は、環境に配慮した事業活動を行うとともに、自らの責任において排出を抑制し、適正な循環的利用を行うことが期待される。

- ▶ 拡大生産者責任の徹底
- ▶ 環境にやさしい製品やサービスの提供
 - ・ 廃棄物の発生抑制につながる製品の開発・製造・使用、サービスの提供（使い捨て製品の製造販売・過剰包装の自粛、簡易包装の推進、レジ袋の削減）
 - ・ リサイクルが容易な製品の開発・製造、リサイクルが可能な素材等の使用
 - ・ 有害物質を含まない・使用しない製品作り
- ▶ 製造から流通、販売に至る事業活動における3Rの実践による環境負荷の低減
 - リデュース
製造工程の効率化・歩留まりの向上、製品の長寿命化、包装材・梱包材の削減
 - リユース
使用済み製品・部品の再使用、容器包装資材等の繰り返し使用
 - リサイクル
循環資源の再生品原材料等としての利用、リサイクル製品の販売、グリーン購入の実践
- ▶ 新しいリサイクル技術・システムの構築
- ▶ 廃棄物処理の適正委託や優良な廃棄物処理業者の選択、資源循環促進税の適正な負担
- ▶ 有害物質の適正管理
- ▶ 廃棄物処理法や各種リサイクル法の理解と順守
- ▶ 行政施策への協力

【処理業者】

処理業者は、廃棄物の適正処理とリサイクルの推進が期待される。

- ▶ 適正処理の実施、処分場の適正管理
 - リサイクルが困難な物の適正処分、管理体制の整備、職場等における適正処理の普及啓発
- ▶ 新しいリサイクル技術やシステムの構築
- ▶ 有害物質の適正管理
- ▶ 法令順守の徹底、行政施策への協力
- ▶ 廃棄物処理やリサイクルに関する技術・知識の向上

4 行政〈各主体の取組み支援、コーディネータ〉

【県】

- ▶ 3 R 活動や廃棄物・リサイクル関係制度の普及啓発及び情報提供
- ▶ 環境学習・環境教育の推進による県民の自主的な取組の促進
- ▶ 廃棄物処理業者の指導監督・育成、廃棄物適正処理の推進
- ▶ 熱回収の普及促進、リサイクル技術の研究開発
- ▶ 産学官の連携による調査研究や技術開発
- ▶ 循環型社会ビジネスの振興、リサイクル製品の利用促進
- ▶ 環境への負荷の少ない事務事業の執行及びグリーン購入の推進
- ▶ 海岸漂着物等の発生抑制対策の推進
- ▶ 地域循環圏の構築、不法投棄防止対策

【市町】

- ▶ 一般廃棄物の適切な処理及び循環的利用の促進
- ▶ 地球温暖化防止や省エネルギー等に配慮した廃棄物処理施設の整備、維持管理及び計画的な更新
- ▶ 分別収集の徹底、資源回収の支援、ごみ収集・処理やリサイクルの効率化
- ▶ 廃棄物処理業者の指導監督・育成、廃棄物適正処理の推進、廃棄物最終処分場の適正管理
- ▶ 熱回収の普及促進、リサイクル技術の研究開発
- ▶ 循環型社会ビジネスの振興、リサイクル製品の利用促進
- ▶ グリーン購入の推進、地域循環圏の構築、不法投棄防止対策
- ▶ 海岸漂着物等の処理に関する海岸管理者等への協力及び発生抑制対策の推進
- ▶ 市町災害廃棄物処理計画の策定及び災害廃棄物の仮置場の整備
- ▶ コンポスト、生ごみ処理機等の購入支援

Ⅸ 推進体制と評価システム

1 推進体制

本計画を着実に推進するため、「えひめ循環型社会推進会議」等を活用して、県民、NPO、大学等、事業者、行政が連携して、それぞれの役割分担や責任の元、目標達成のため積極的な取組みを推進していくものとする。

本計画に掲げた目標を達成し、基本方針である「環境への負荷が少ない循環型社会の構築」を推進していくため、各主体は、資源循環や廃棄物処理の現状及び課題について共通認識を持ち、お互いの立場を理解しながら、それぞれの役割を果たすことにより、本計画で示した各種の施策を着実に遂行していくものとする。

2 評価システム

(1) 評価体制

本計画の進捗状況については、「えひめ循環型社会推進計画評価委員会」が点検・評価を行っていく。

点検・評価に基づく結果（廃棄物の排出量、処理量など）は、各年度の県環境白書や県ホームページなどを活用し、県民や事業者に対して資源の循環や廃棄物処理の現状についての情報提供を行う。

(2) 計画の進行管理

本計画の進捗状況について、PDCAサイクル（①策定（Plan）、②実行（Do）、③点検・評価（Check）、④見直し（Action））により、定期的な点検・評価を行い、各施策の成果の継続的な改善を図るものとする。

そのため、一般廃棄物については、毎年度実施する一般廃棄物処理実態調査や資源リサイクル実態調査により、排出量等の確認を行うものとする。

産業廃棄物については、毎年度、産業廃棄物実態調査を実施することは困難なことから、多量排出事業者による処理実績報告や資源循環促進税の納入・納付状況などを基に、排出量や埋立処分量などの把握に努める。なお、産業廃棄物実態調査は、本計画を改定する際に実施し、目標の達成状況を確認する。

また、県が毎年度実施する政策予算・事務事業評価に基づき、各施策の活動指標や成果指標により計画の進捗状況を把握し、事業の見直し等を実施していくこととする。

これら毎年の点検・評価、事業の見直しのほか、必要に応じて本計画の見直し等を検討する。





愛媛県イメージアップキャラクター
みぎやん

愛媛県 県民環境部 環境局 循環型社会推進課

〒790-8570 松山市一番町4丁目4-2
TEL : 089-912-2355 FAX : 089-912-2354
<http://www.pref.ehime.jp/>

えひめの循環型社会づくり

検索



この印刷物は、E3PAのシルバー基準に適合した地球環境にやさしい印刷方法で作成されています
E3PA:環境保護印刷推進協議会
<http://www.e3pa.com>

平成29年3月発行

508-0095